

「株式会社ココ山岡宝飾店倒産に係る大手信販会社との紛争案件」報告書(概要)

第1 紛争の概要

ダイヤモンドの宝飾品をキャッチセールス等の強引な販売方法と5年後に販売価格で買取る商法で販売していたココ山岡宝飾店が、平成9年1月倒産した。このため、倒産により「5年後の買取り」が不可能になっても信販会社にクレジットの残債務を払い続ける必要があるのかどうか等が大きな問題となった。

本紛争案件については、全国各地で被害者弁護団により多数の訴訟が提起されていたが、訴訟に加わっていない消費者8名が東京都消費者被害救済委員会での解決を希望し、都は委員会に処理を付託した。

第2 審議の経過及び結果

審議経過

平成10年3月に付託されて以来、平成13年3月まで延べ30回にわたりあっせん部会を開き、申立人(消費者)及び相手方事業者(信販会社)等から事情を聴取し、類似案件の民事訴訟の関連情報も収集しつつ、審議を重ねた。

あっせん案の提示とその結果

平成11年9月27日に、あっせん部会は「宝石の販売価格の30%を基準とし、(1)申立人の既払金が30%を超えている場合には、相手方信販会社は超過支払分に相当する金員を申立人に提供し、宝石は申立人の所有とする(2)申立人の既払金が30%以下である場合には、申立人が、30%までの金員を相手方信販会社に提供して宝石を所有する 既払金を放棄して宝石を相手方信販会社に返還する、のいずれかを選択する(3)申立人が届け出ている破産債権は、取り下げるあるいは信販会社に承継する」とする内容の第1次あっせん案を提示した。

このあっせん案は申立人から受諾されたものの、相手方事業者からは、東京地方裁判所での審理の進行状況を見守るため回答留保ないし延期してほしいという意向が示されたので、委員会は回答期限を延期し、平成12年1月の東京地方裁判所の和解提案に基づき和解を目指して精力的に続けられる類似事件の協議の動向も捉えながら、審議を続けた。

平成12年7月に、類似事件の訴訟が和解することで基本合意が成立したことにより、委員会のあっせん案とは異なる裁判所の和解提案を基礎にして、具体的和解条件の協議と解決が進められているという状況の中においては、相手方信販会社が委員会のあっせん案を受け入れないと判断をする可能性が高いことが明らかになった。

あっせん部会は、早期に申立人の被害を救済して解決を図るための方策として、申立人が訴訟の原告に加わって解決することを検討し、それまでの経緯を尊重して相手方信販会社とも折衝のうえ、1社を除く2社とその申立人6名に対して、平成12年4月に「申立人は訴訟の原告に加わり、和解による解決を目指す。信販会社はそれに異議を申し立てない。」旨の第2次あっせん案を提示し、その結果、申立人6名は原告に加わることによって、訴訟上の和解による解決がなされた。

訴訟の和解以降にあっせん部会における解決を希望した乙社とその申立人2名については、平成12年11月の類似事件についての訴訟上の和解の成立を受けて、平成13年1月、再度第1次あっせん案の申立人に係る部分(前記第1次あっせん案の(2)部分と破産債権の信販会社への譲渡等)を内容とする第2次あっせん案を提示した。申立人及び乙社からこれを受諾する旨の回答があり、平成13年3月、合意書を取り交わし、本件は解決に至った。

第3 裁判所における和解の成立

宝飾店の倒産により、5年後の戻し約定付きでダイヤを購入した消費者約9,000名が、購入にあたって立替払をした信販会社9社を相手に、全国38か所の裁判所に、既払金の返還請求と未払い金の債務不存在確認請求訴訟を提起した。本訴訟は、平成11年9月に、東京地裁で和解勧告があり全国を先導する形で和解協議が進行、平成12年11月に訴訟上の和解が成立し、また、全国の訴訟も和解により解決した。和解内容は、未払い金は支払わなくともよい、破産事件での配当予想額を和解金として前もって信販会社（低既払率の信販を除く）は原告（消費者）に渡す、ダイヤは信販に引き渡し一定の処分代金を原告が取得、などである。この結果、原告各人には実質的には既払金の約42%にあたる配分金が支払われるという形で、被害救済が行われた。

第4 裁判所における和解と本件の関係（略）

第5 今後の問題点（報告にあたってのコメント）

販売会社の詐欺的商法とクレジット契約

本事案の特徴である販売会社(株)ココ山岡宝飾店によって行われた詐欺的な商法が民法の詐欺に該当すると考えられる場合に、消費者が売買契約を取り消し、そのことを信販会社に対し主張して、賦払金の支払を拒絶し、また既に支払った賦払金の返還を請求できるか、が問題になる。本委員会は、かねてより、販売会社・信販会社間の加盟店契約によって結ばれた緊密な関係に着目して、この消費者の主張を尊重する見解を採ってきた。

今回の事案について、訴訟上の和解で採られた解決は、本委員会のこれまでの見解と同じ見解に立つものであり、本あっせん手続による解決も同様であった。この問題に関する正しい条理による解決の方向が示されたものとして評価したい。

割賦販売法第30条の4のいわゆる「抗弁権の接続」規定に関して、これを制限的に解釈する方向が見られるが、これは疑問である。今回の東京地裁の和解提案書で示された見解によれば、原告による未払金の支払拒絶は当然のこととして認められ、実質的には既払い金の返還についても一定の割合において承認されたものと評価することができる。

販売会社の詐欺的商法と信販会社の責任

本事案においては、販売会社の役員が詐欺罪で有罪とされるという特徴があった。詐欺罪に問われるような問題のある販売行為について、販売方法に疑問をもってその是正を希望したか、取引を終了しないし減少させたか、それとも、販売方法の問題性を承知の上でむしろ助勢・奨励したか、など信販会社がどの程度関与していたかは重要で、場合によっては、販売会社と信販会社が消費者に対して共同不法行為責任を負うという状況もあり得ると考える。

販売会社の破産した場合の解決の方法

本事案では消費者が信販会社から解決金を受け取ることを条件として、消費者がその届け出た破産債権全額を信販会社に譲渡し、かつそれを破産管財人が承諾することを前提として、破産管財人は信販会社の届出破産債権に対する異議を一定額につき撤回するという解決が実現している。この考え方をいまずぐ一般化し得ないとしても、今後このような形での問題解決も一つの有力な方向として考えることができる。